

**静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する検討に係る臨時的事務を
処理するための附属機関に関する細目を定める規則の制定について**

静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則を次のように定める。

令和5年6月9日提出

静岡市教育委員会
教育長 赤堀文宣
(教育委員会事務局教育局教育総務課)

記

- 1 内 容 別紙のとおり
- 2 提案理由 静岡市立の高等学校の特色化・魅力化の検討にあたり、学識経験を有する者、静岡の産業界をけん引する企業を代表する者、経営に関し優れた知見を有する者、市民代表の意見を広く聴取するための附属機関の設置が必要とされるため、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき制定するものである。

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
------	-----	------------

例規概要説明書（教育委員会事務局教育局教育総務課）

1 例規の名称	静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則
2 制定改廃の別 (該当を選択)	<input checked="" type="checkbox"/> 制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
3 制定改廃の理由	<p>本市では、市立の高等学校において、これからの時代に国内外でグローバルに活躍できる人材の育成に取り組むため、令和3年度より国際教育の可能性について調査研究を進めてきた。その中で、2高校においては、これからの時代に合った高等学校教育を進める上での課題が明確になったことから、国際教育にとどまらず、国際教育を含めた大局からの特色化・魅力化を推進することとした。</p> <p>高等学校の特色化・魅力化については、全国的な多様な学びのニーズの高まりに伴い、令和2年11月、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会において、「新しい時代の高等学校教育の在り方」が検討され、多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けた、普通科の特色化や、地域社会・高等教育機関との協働等といった方向性が示された。</p> <p>現在、静岡市立高校はSSHなど科学探究、理数系人材の育成とグローバルな人材の育成の両立、清水桜が丘高校は、新しい時代に合った選ばれる商業教育や、産学官民連携のもと地域課題を解決する探究活動の深化といった課題を抱えている。</p> <p>上記の課題や国の動向を踏まえ、中学生や保護者に選ばれる学校づくりを行うことに加え、地域社会の核となり未来の静岡をけん引する人材育成につながる2高校の特色化・魅力化の推進を令和5年度から開始する。</p> <p>令和5年度は、新しい時代のニーズに合った教育や、特色・魅力ある選ばれる学校について検討を行い、2高校の方向性を決定する。</p> <p>上記の検討に当たっては、学識経験を有する者に加え、静岡の産業界をけん引する企業を代表する者や経営に関し優れた知見を有する者、また市民の意見を広く聴取するため、附属機関の設置が必要となる。</p> <p>ただし、設置された附属機関の開催時期は、1年とする。1年とする理由は、他の政令指定都市や静岡県の高校が、学校の社会的役割を示すスク</p>

審査議案	第 号	静岡市例規集 巻 頁
		<p>ール・ミッション、および教育方針を示すスクール・ポリシーの策定をすでに完了していることにある。(スクール・ポリシーの策定期限：令和6年度末)</p> <p>これらの背景を踏まえ、本市においても令和5年度の1年で、特色化・魅力化の方向性(ミッションおよびポリシー)の決定を予定している。なお、スクール・ポリシーは、中長期的な方針であるため定期的な見直しはないと考えるが、改定が必要となった場合には学校評議員会で行う。このことから、静岡市附属機関設置条例第2条第3項及び第4項の規定に基づき、臨時的事務を処理するための附属機関を設置し、必要な細目を定める必要がある。</p>
4 施行期日	令和5年6月12日	
5 制定改廃の概要		<p>(1) 2高校の改革の方向性について検討を行うにあたり、臨時的事務を処理するための附属機関を設置することとした。(第1条関係)</p> <p>(2) 附属機関の名称を「静岡市高等学校特色化・魅力化検討委員会」と称することとした。(第2条関係)</p> <p>(3) 所掌事務を①教育委員会の諮問に応じ、静岡市立高等学校及び静岡市立清水桜が丘高等学校における特色化・魅力化に関する事項について調査審議すること、②その他教育委員会が必要と認める事務、とした。(第3条関係)</p> <p>(4) 附属機関の委員を①学識経験を有する者、②地域経済に関し優れた知見を有する者、③経営に関し優れた知見を有する者、④市民 から構成することとした。(第4条関係)</p> <p>(5) 委員の任期等を委嘱の日から令和6年3月31日までと定めることとした。(第5条関係)</p> <p>(6) 委員長を定めることとした。(第6条関係)</p> <p>(7) 会議を定めることとした。(第7条関係)</p> <p>(8) この規則は、令和5年6月12日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失うこととした。</p>
6 法的な検討事項	静岡市附属機関設置条例との整合	

審査議案	第 号	静岡市例規集 卷 頁
7 関係する法令・条例等	静岡市附属機関設置条例第2条第4項	
8 予算措置等 特記事項		

静岡市教育委員会規則第 号

静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和 年 月 日

静岡市教育委員会
教育長

静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）第2条第4項の規定に基づき、静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する検討に係る臨時的事務を処理するための附属機関（以下「附属機関」という。）に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

第2条 附属機関の名称は、静岡市高等学校特色化・魅力化検討委員会とする。

(所掌事項)

第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 静岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、静岡市立の高等学校における特色化・魅力化に関する事項について調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、静岡市立の高等学校における特色化・魅力化の検討に関し、教育委員会が必要があると認める事務

(組織)

第4条 附属機関は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域経済に関し優れた知見を有する者
- (3) 経営に関し優れた知見を有する者
- (4) 市民

3 教育委員会は、前項第4号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法による

よう努めるものとする。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 附属機関に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。

2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年6月12日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

○静岡市附属機関設置条例（抜粋）

平成30年3月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年3月20日条例第5号

令和3年3月11日条例第5号

令和3年12月15日条例第76号

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（設置）

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要があると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

（所掌事務）

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要があると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）